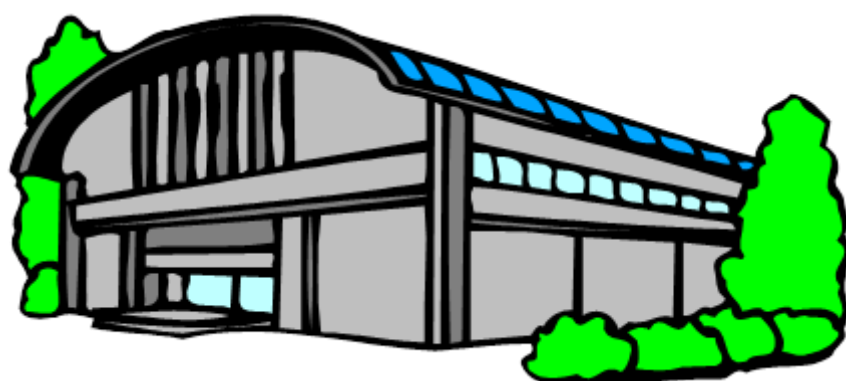


可児市立小中学校体育施設 使用の手引き

～ 令和7年度版 ～



可児市 市民文化部
文化スポーツ課

目 次

1. 団体登録	2
2. 開放施設と開放日時	3
3. 使用までの手順	4
4. 使用料	6
5. 鍵の受け渡し	7
6. 使用における注意事項	8
7. 遵守事項・責任等	9
8. 荒天時等の対応	10
9. 予備日の申請	10

<様式等>

学校・地区センターの所在地と連絡先	11
学校体育施設使用団体登録申請書	12
学校体育施設使用申請書	13
破損届	14
学校体育施設優先使用申請書	15
A E Dの設置場所について	16

可児市立小中学校体育施設開放事業について

この事業は、小、中学校の体育施設について、教育上支障のない範囲で市民のスポーツ活動・レクリエーションの場として開放する制度です。このため、学校の使用に伴う許可の取消・変更を行うことがあります。また、学校開放用の器具以外の物品は、学校の許可なく移動又は撤去しないよう、ご注意ください。ご理解とご協力をお願いいたします。

I 団体登録

この制度は、学校施設を適切に使用していただくため、毎年度、使用する学校ごとに団体登録をしていただいています。

この手引きに記載されたルールをご理解のうえ、下記の登録フォームより団体登録を行ってください。登録フォームが使用できない場合は「学校体育施設使用団体登録申請書」（P12）を可児市B＆G海洋センター窓口に提出してください。

学校体育施設使用団体登録フォーム



【登録の要件】

- 団体メンバーが10人以上であること
- 代表者が18歳以上であり、かつ、可児市に在住、在勤または在学していること

【次に該当した場合は、団体登録を取り消します】

- × 虚偽の登録をしたとき
- × 市、学校または教育委員会の指示に従わないとき
- × 誤った使用方法等により、施設や備品を破損させたとき
- × 市または体育連盟等からの注意を3回受けたとき（喫煙、ゴミ捨て等）

2 開放施設・開放日時

この制度で利用できる施設は、可児市立小、中学校の体育館及び運動場、中学校の格技室です。各校の所在地と連絡先は、P11をご覧ください。

また、利用できる時間帯については下表をご覧ください。

区 分	使用 できる日	11月1日～4月30日※1	5月1日～10月31日
運動場※2 (夜間照明あり)	学校休業日	6時～19時	6時～21時
	平日	6時～7時／17時～19時	6～7時／17～21時
運動場 (夜間照明なし)	学校休業日	6時～19時	
	平日	6時～7時／17時～19時	
体育館 格技室	学校休業日	8時～22時	
	平日	17時～22時	

※1 12月28日～1月4日を除きます。

※2 夜間照明を使用する場合は、別途手続きが必要です。

3 使用までの手順

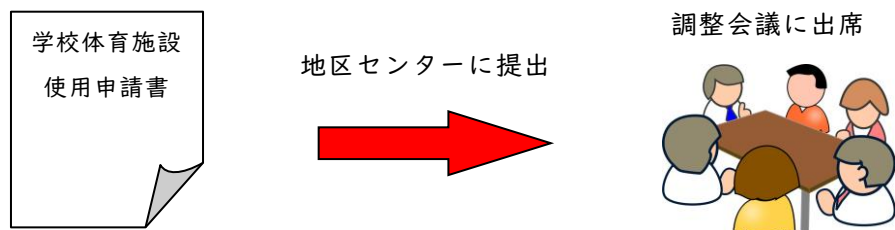
(1) 一次申請（地区センターに使用申請書を提出し、調整会議に出席する）

- ① 使用予定日の前月の19日の17時（19日が土日祝日の場合はその直前の平日の17時）までに、調整会議の会場となる地区センター（P11参照）に「学校体育施設使用申請書」（P13）を提出してください。
- ② 毎月1回開催される調整会議（P11参照）に出席し、連絡事項を確認し、納付書を受け取ってください。また、使用申請の重複分があった場合は、当該団体間で使用日時の調整をしてください。

調整会議に欠席した場合は、①で提出した申請書は無効となります。

一次申請をした場合は、必ず調整会議に参加してください！

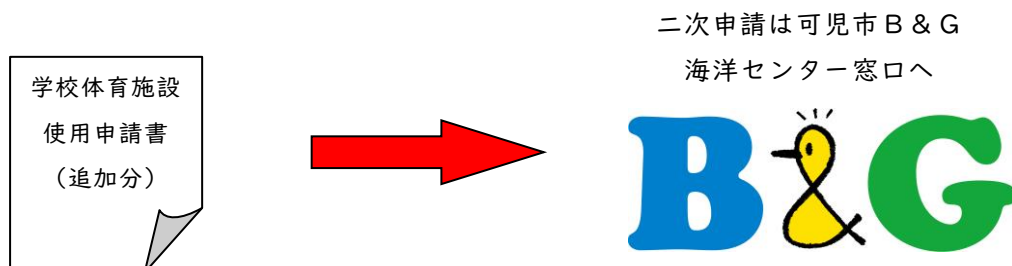
(一次申請の流れ)



(2) 二次申請（前月28日以降に可見市B & G海洋センターにて申請する）

調整会議が終わった後に空いている時間帯へは、使用日の前月の28日から可見市B & G海洋センター窓口で申請できます（電話での受付は行っておりません）。また、年末年始（12月27日～翌年1月4日）は受付をしておりませんのでご注意ください。

(二次申請の流れ)



(3) 使用許可のキャンセルをしたいとき

可児市B & G海洋センター（0574-62-8603）にご連絡ください（電話でのキャンセルも可能です）。調整会議後のキャンセルは使用日の前月27日から受付します。使用料の返還についてはP 6をご覧ください。

(4) 使用許可の変更をしたいとき

使用許可を受けた日時をキャンセルしたうえで、二次申請と同様の手続きが必要です。可児市B & G海洋センター窓口で変更の手続きを行ってください（電話での変更はできません）。

(5) 大会、行事を開催するため、会場を早期に確保したいとき

大会・行事等のために一次申請よりも前に申請したい場合は、会場となる学校に予定を確認したうえで、可児市B & G海洋センター窓口で「学校体育施設優先使用申請書」（P 15）を提出してください（電話での受付はできません）。

申請にあたっては大会・行事であることが確認できる書類の添付が必要です。なお、練習試合は優先使用申請できません。優先使用申請書は使用日の前月の16日までに提出してください。

4 使用料

(1) 納付方法

使用料は、調整会議または可児市B＆G海洋センター窓口でお渡しする納付書により、指定金融機関（納付書に記載しております）または可児市B＆G海洋センターで、納期限までに必ず納付してください。

(2) 使用料

運動場 体育館 格技室	全面	1時間につき440円
	半面	1時間につき220円

※ 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間として計算します。



(3) 使用料の返還

一旦納入した使用料は、次の①、②、③に該当する場合を除き返還しません。なお、返還の対象となった使用料については調整金とし、次回以降の使用料に充当することができます。充当は翌年度までの使用料に充当可能です。それ以降は、一切対応が出来ませんのでご注意ください。

① 使用者の責めに帰さない理由がある場合

- ・ 天候不良（降雨、降雪等）や自然災害が発生したとき
- ・ 暴風警報、暴風雪警報、特別警報、土砂災害警戒情報が発令されたとき
- ・ 熱中症警戒アラート、光化学スモッグ注意報・警報が発令されたとき
- ・ その他、流行性感染症の発生等により運動する事が望ましくないとき

② 施設の事情で貸し出しが困難と判断される場合

- ・ フロアの結露により、安全な使用が出来ないとき
- ・ 緊急を要する施設の修繕等が必要となったとき

③ 使用日の4日前までに許可申請をキャンセルしたとき（下図参照）

例：4月10日に使用許可を受けている場合

キャンセル日	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10
	5日前	4日前	3日前	2日前	前日	使用日

(4) 使用料の還付

団体の解散等で調整金を充当しない場合は「学校体育施設使用料還付時振込依頼書」を提出することによって、調整金を還付します。還付を希望する場合は当該年度末（3月末）までに、文化スポーツ課又は可児市B＆G海洋センターで申請を行ってください。期限を過ぎますと還付することができません。

また、還付は口座振込となりますので、還付を希望される金融機関・口座番号等が分かるものをご持参ください。

(5) 使用料の減免

地域クラブ活動、スポーツ少年団による活動、または子ども会、自治会主催の行事（練習及び一部の方のみが使用するものは除きます）、教育委員会が特に必要と認めたときは、使用料の全部または一部を免除します。詳しくは、文化スポーツ課までお問い合わせください。

5 鍵の受け渡し

体育館及び格技室を使用する場合は、可児市B＆G海洋センターにて鍵を受け取ってください。ただし、下表の場合は地区センターで鍵の受け渡しが可能です。地区センターの休館日については、調整会議又は地区センターにて確認してください。

【地区センターでの鍵の受け渡しが可能な場合】

使用開始時間	受け渡し手順
6時～8時30分	使用日の前日の8時30分～22時の間にお渡しできます
9時～21時30分	使用開始時間の30分前からお渡しできます
選挙により休館となる 土曜日及び日曜日	金曜日の8時30分～22時の間にお渡しできます
上記以外の休館日	休館日の前日の8時30分～22時の間にお渡しできます

※ 団体間での鍵の貸し借りは絶対に行わないでください。

※ 原則として、使用した日のうちに鍵を返却してください。

※ 上記の場合であっても、使用日の4日前までに申請をした場合は、地区センターでの鍵の受け渡しはできません（下図参照）

申請日	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10
	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	前日	使用日



6 使用における注意事項

(1) 使用時

- ① 使用開始時間前の学校施設使用はできません。
- ② 自動車やバイク、自転車は決められた場所に止めてください。
- ③ 運動場または設備等が不良の時は、使用を中止し、可見市B & G海洋センターにお知らせください。使用料は、状況に応じて調整します。
- ④ 許可内容（使用時間、種目、使用面）の範囲に限り使用できます。
- ⑤ 体育館・格技室の電源コンセントは使用しないでください。（競技の運営上、電源の使用が必要な場合は、事前に文化スポーツ課までご連絡ください。）
- ⑥ 使用できる備品は「学校開放制度用」と表示されている支柱、卓球台、ネット、得点板等のみです。その他の用具は各自で準備し、持ち帰ってください。
- ⑦ 器具庫には学校備品（ボール、バレーアンテナ、タイマー等）が多く保管されていますが、それらは使用しないでください。
- ⑧ 施設内での飲食は、運動のための水分補給を除きできません。
- ⑨ 未就学児には必ず保護者が付き添ってください。（特に工事区域、倉庫等に注意）
- ⑩ グラウンドへの金属ポイントの打ち込み及び体育館へのラインテープの貼り付けは禁止とします。
- ⑪ 体育館の排煙窓は、開閉しないでください。
- ⑫ その他、P9に記載されている諸規定を守ってください。

(2) 使用後

- ① 備品等の整理、施設及びトイレの清掃、施錠、消灯は、使用許可時間内に、複数人で確認してください。（消灯、水栓、ゴミの放置に注意）
- ② 体育館の排煙窓（使用不可）、教室の窓など、使用区域外の閉め忘れを発見した場合は、お手数ですが使用日誌に記載してください。
- ③ 「使用日誌」は、毎回必ず記入し、提出してください。
- ④ 学校敷地内からすみやかに退出してください。近隣住民のご迷惑になる場合があります。22時まで施設を使用する場合は、使用時間内に学校敷地から退出してください。
- ⑤ 門扉の閉め忘れに注意してください。
- ⑥ 鍵は使用時間終了後30分以内に地区センターに返却してください。地区センター閉館時は、指定された場所（専用ポスト）に返却してください。

7 遵守事項・責任等

学校体育施設開放事業は、「可児市立小学校及び中学校の設置に関する条例」（昭和39年条例第9号）及び「可児市立小中学校体育施設の開放に関する規則」（平成24年教育委員会規則第5号）の規定に基づいて運営されています。使用者は、以下の事項について責任を持ってください。

また、使用中に不測の事態が発生した場合は速やかに可児市B＆G海洋センター（0574-62-8603）に連絡してください。

【許可できない使用方法の例】

- 有料スポーツ教室
- 体育館・格技室でのフットサル、テニス（硬式・軟式）
- 使用申請時に申請していない種目

【使用者の責任、賠償】

- 使用中のケガは、原則自己責任です。各チームにおいて、スポーツ保険等への加入を推奨します。
- 設備や備品を破損したときは、原因に関係なく速やかに可児市B＆G海洋センターに届け出てください。損害額や処分費等を負担いただく場合があります。

【その他の注意事項】

- 学校敷地内は全面禁煙です。
- 菓子類の包装、空き缶、ガムなどが学校及びその周辺に捨てられることのないよう、使用者同士で注意を払ってください。
- 校内の物品は、学校長の許可なく移動または撤去しないでください。
- スポーツ少年団の使用時間は、岐阜県スポーツ少年団活動指針により、平日3時間、休日4時間までとなります。
- 可児市立小、中学校体育施設の開放に関する規則に違反したときは、使用許可を取り消すことがあります。
- この要領に定めのない事項または疑義が生じた時は、市、教育委員会、運営委員会で協議して定めます。
- 施設に設置してある自販機に備え付けのゴミ箱には、その自販機で購入した商品のゴミのみ捨てることが可能です。

8 荒天時等の対応

荒天時等は、地区センターで鍵の受け渡しを行っていることから、下表の「気象警報・避難情報等発令時における地区センターの開館・閉館対応について」に準じた対応を行っています。下表に限らず、施設を安全に使用できない状態であると判断した場合は、使用中止を含めた注意喚起を行うことがあります。また、運動場使用中に雷鳴が聞こえたら、活動を中止し安全な場所に避難してください。これらの場合は使用料を調整しますので、可児市B＆G海洋センターにご連絡ください。

気象警報・避難情報等発令時における市体育施設の開館・閉館対応について

警戒レベル	避難情報等	学校体育施設開放事業の対応
5	大雨特別警報	閉館
4	土砂災害警戒情報	閉館
3	大雨警報（土砂災害）・洪水警報	閉館
2	大雨注意報・洪水注意報	開館（※自主避難所開設時含む）
1	早期注意情報	開館

※ 学校開放の鍵受け渡し地区センターが自主避難所開設の場合→学校開放を継続
 学校開放の鍵受け渡し地区センターが避難所開設の場合→学校開放を中止

9 予備日の申請

大会・行事等の予備日（順延日）の申請を行った団体で、予備日が不要になったときは、必ず大会・行事等の開催日の正午までに、可児市B＆G海洋センターに連絡してください。

○月○日（土）大会日	翌日の予備日が開放され次第、随時可児市B＆G海洋センター窓口にて空き枠の受付を開始します
○月△日（日）予備日	

<別表> 学校・地区センターの所在地と連絡先

学校			調整会議の開始日時及び 鍵の受け渡し場所となる地区センター		
学校名	学校所在地	電話	開始日時	地区センター名	電話番号
東可児中学校	皐ヶ丘 4-71	64-2700	毎月23日 20時00分	桜ヶ丘地区センター	64-0051
桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘 5-55-2	64-0700			
旭小学校	大森2078-3	62-0302	毎月23日 19時30分	平牧地区センター	62-0067
東明小学校	久々利1945	64-1128			
中部中学校	広見1086	62-1161	毎月23日 19時30分	広見地区センター	62-2101
広見小学校	広見71-1	62-1551			
蘇南中学校	今渡112	62-1010	毎月23日 19時30分	今渡地区センター	25-2602
今渡北小学校	今渡1680	63-1500			
今渡南小学校	下恵土3433-7	62-1366	毎月23日 19時30分	下恵土地区センター	63-4751
土田小学校	土田4226-1	25-2652	毎月22日 19時30分	土田地区センター	25-2217
春里小学校	塩642-1	65-2063	毎月23日 19時30分	春里地区センター	65-2006
西可児中学校	若葉台 7-1	65-6835			
帷子小学校	東帷子1047	65-4802	毎月23日 19時30分	帷子地区センター	65-2007
南帷子小学校	東帷子2231	65-4181			
広陵中学校	東帷子593	65-7991			
兼山小学校	兼山1444-1	59-2211	毎月22日 19時30分	兼山地区センター	59-2116

学 校 体 育 施 設 使 用 団 体 登 録 申 請 書

年 月 日

可児市教育委員会 様

申請者住所.....

申請者氏名.....

次のとおり、学校体育施設の使用団体の登録を申請します。

団体名	☐ 新規 ☐ 変更 ☐ スポーツ少年団 ☐ 学校部活動・地域クラブ活動 ☐ その他		
代表者名	※市内在住、在勤、または在学の18歳以上の人に限ります。		
代表者住所	〒 -		
代表者電話	※緊急時等に繋がる電話番号を記載してください。		
代表者生年月日	年 月 日		
代表者勤務先 学校名	※代表者が市外在住の場合のみ記入してください。		
第2連絡先	(氏名) (携帯電話)		
使用目的 (該当に☑)	(運動場) ☐ 軟式野球 ☐ サッカー ☐ ソフトボール ☐ その他 () ※硬式野球は登録できません。	(体育館) ☐ 6人制バレー ☐ 9人制バレー ☐ 4人制ソフトバレー ☐ 6人制ソフトバレー ☐ バスケット ☐ 小学生バスケット ☐ バドミントン ☐ インディアカ ☐ トレーニング ☐ その他 ()	(体育館・格技室) ☐ 卓球 (桜ヶ丘小のみ) ☐ 剣道 ☐ 柔道 ☐ 空手・柔術・拳法・格闘技など ☐ 新体操 ☐ ダンス ☐ その他 ()
活動場所	※登録は学校ごとに必要です。1校のみ記入してください。 学校		
団体構成員数	人		

※ この情報は、学校体育施設開放事業運営事務のみに使用し、その他の目的で用いることはありません。

以下の事項をご確認のうえ、チェックしてください。

- ☐ 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対することを目的としていません。
- ☐ 特定の宗教を支持し、又はこれに反対することを目的としていません。
- ☐ 営利を目的としていません。
- ☐ この団体の開放施設の管理運営上支障がある場合は使用しないことに同意します。
- ☐ 学校の使用に伴う許可の取消・変更を行うことに同意します。
- ☐ 学校開放用器具以外の物品は、学校の許可なく移動又は撤去しないことに同意します。

様式第2号(第8条関係)

学 校 体 育 施 設 使 用 申 請 書

年 月 日

可児市教育委員会 様

団体名.....

申請者住所.....

申請者氏名.....Tel.....

次のとおり、.....学校体育施設の使用を申請します。

月	日	曜日	時 間 (24H)	使用人員	使用内容	使用施設	使用面数
			: ~ :	人		運動場・体育館 格技タタミ・格技床	全面・半面
			: ~ :	人		運動場・体育館 格技タタミ・格技床	全面・半面
			: ~ :	人		運動場・体育館 格技タタミ・格技床	全面・半面
			: ~ :	人		運動場・体育館 格技タタミ・格技床	全面・半面
			: ~ :	人		運動場・体育館 格技タタミ・格技床	全面・半面
			: ~ :	人		運動場・体育館 格技タタミ・格技床	全面・半面
			: ~ :	人		運動場・体育館 格技タタミ・格技床	全面・半面
			: ~ :	人		運動場・体育館 格技タタミ・格技床	全面・半面
			: ~ :	人		運動場・体育館 格技タタミ・格技床	全面・半面

※スポーツ少年団の使用時間は、規定により4時間までとなります。

※この申請書は、毎月19日までに該当地区センターに提出をお願いします。

なお、19日が土曜日のときは18日まで、19日が日曜日のときは17日までとします。

破 損 届

年 月 日

可児市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 () _____

団 体 名 _____

責任者名 _____

下記の物品を破損・紛失しましたので届け出ます。

原形復旧については貴殿の指示に従い、責任をもって原形に復旧します。

○ 物品名

○ 時 期 年 月 日 時頃

○ 場 所

学校体育施設優先使用申請書

年 月 日

可児市教育委員会 様

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 () _____

団 体 名 _____

次のとおり学校体育施設を使用したいので申請します。

(学校開放時間)

小学校運動場	学校休業日 : 6～19時 上記以外の日 : 17～19時
体育館・格技室	学校休業日 : 8～22時 上記以外の日 : 17～22時
夜間照明設備のある運動場 (東明小、中部中、今渡南小、帷子小及び広陵中) ※別途、可児市B & G海洋センター窓口にて申請が必要です	(5月～10月のみ) 19～21時

(申請にあたっての注意事項)

- 1 申請にあたっては、あらかじめ学校側に使用日時及び内容を伝え、学校の使用予定との重複がないこと、使用内容について学校運営上支障がないことについて、必ず了承を得てください。
- 2 準備日、予備日(雨天順延日)が必要な場合は、その日時も申請できます。
- 3 「使用時間」は、準備や片付けの時間を含むものとします。
- 4 不要になった予備日などは、確定次第、必ず可児市B & G海洋センターに連絡してください。
- 5 大会・行事の詳細が分かる要項等を添付してください。(未確定の場合は前回の要項等でも可)なお、練習試合は優先使用申請できません。
- 6 駐車場を使用する場合は、同時間帯の他施設使用者との調整、事故予防(誘導員等の配置)について配慮してください。

月	日	曜日	時間	使用人員 (予定)	使用内容	学校名	使用施設	使用面数	備考
			～	人				全面・半面	
			～	人				全面・半面	
			～	人				全面・半面	
			～	人				全面・半面	
			～	人				全面・半面	

AEDの設置場所について

各校に設置してあるAEDは下表のとおりです（令和6年4月時点）。事前に場所を確認しておいてください。

学校名	屋外設置	建物内設置	設置数
桜ヶ丘小学校	体育館玄関前	1階・保健室	2
東可児中学校	体育館玄関前	1階・保健室前	2
旭小学校	体育館玄関前	1階・保健室	2
東明小学校	体育館玄関前	1階・児童玄関	2
中部中学校	体育館玄関前	1階・職員玄関	2
広見小学校	体育館玄関前	1階・南校舎校長室前	2
蘇南中学校	体育館玄関前	1階・職員玄関	2
今渡北小学校	体育館玄関前	1階・保健室前	2
今渡南小学校	職員玄関前	1階・職員玄関	2
土田小学校	体育館玄関前	1階・校長室前	2
西可児中学校	体育館玄関前	1階・職員室前	2
春里小学校	体育館玄関前	1階・保健室前	2
広陵中学校	体育館玄関前	1階・印刷室前	2
帷子小学校	体育館玄関前	1階・児童玄関	2
南帷子小学校	体育館玄関前	1階・職員玄関	2
兼山小学校	体育館玄関前	1階・保健室前	2

【使用申請・使用料に関するお問い合わせ】

可児市B & G海洋センター
〒509-0241 可児市坂戸987-4
電 話：0574-62-8603
F A X：0574-62-8601

※ 不測の事由が発生した場合は、速やかに
上記へご連絡ください。

【学校開放制度に関するお問い合わせ】

可児市 市民文化部 文化スポーツ課
〒509-0292 可児市広見1-1
電 話：0574-62-1111（内線 2431）
メー ル：sports@city.kani.lg.jp